別記様式第２号（第３条関係）

農業法人投資育成事業に関する計画の変更に係る承認申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　所
商号、名称及び
代表者の氏名　印

年　月　日付けで承認を受けた農業法人投資育成事業に関する計画について下記のとおり変更したいので、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第４条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

1　変更事項の内容
2　変更の理由
3　添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

別記様式第３号（第５条関係）

農業法人投資育成事業に関する事業計画の実施状況報告書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

報告者
住　所
商号又は名称
代表者の氏名　印

平成　年　月　日付けで承認を受けた事業計画の第　期（平成　年　月～平成　年　月）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1．事業計画の達成状況
2．投資実績状況

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
（記載要領）
1　「1．事業計画の達成状況」については、計画と実績を対比させて記載すること。
2　「2．投資実績状況」については、投資先の個別事案ごとに、その投資実績の詳細を記載すること。

附　則

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

○農林水産省令第十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六条第一項及び農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日　農林水産大臣　林　芳正

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「者が」の下に「（承認会社（」を、「平成十四年法律第五十二号」の下に「。以下「投資円滑化法」という。）を加え、「（以下「承認会社」という。）が構成員となっている」を「をいう。以下同じ。）であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものを構成員とする」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　権利を取得しようとする者が、承認会社又は承認組合（投資円滑化法第五条に規定する承認組合をいう。以下同じ。）であつて投資円滑化法第十条第二項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面

第十一条第一項第六号ヘ中「承認会社」の下に「であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるもの」を加え、同条第二項第三号中「前条第二項第八号」を「前条第二項第九号」に改める。

第五十八条第二項第三号中「承認会社が」を「承認会社であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものが」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　承認会社又は承認組合であつて投資円滑化法第十条第二項の規定の適用を受けるものが構成員となつている場合には、その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面

第五十九条第八号中「承認会社」の下に「であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるもの」を加える。

附　則

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

○農林水産省令第十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第二項第七号、第九条第二項、第十一条、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項並びに第三十三条並びに農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六号）第二条第四号の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日　農林水産大臣　林　芳正

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則

（農地中間管理機構の指定の申請）

第一条　農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　事務所の所在地